

# 令和2年度 介護サービス事業者集団指導資料

## 居宅療養管理指導

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

# 目 次

|   |                              |      |
|---|------------------------------|------|
| 1 | 人員基準について .....               | P 3  |
| 2 | 運営基準について .....               | P 3  |
| 3 | 介護報酬の算定における留意事項 .....        | P 7  |
| 4 | 居宅療養管理指導事業所の指定更新について .....   | P 11 |
| 5 | 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出 .....   | P 12 |
| 6 | 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について ..... | P 13 |
| 7 | 根拠法令及び通知等 .....              | P 16 |
| 8 | 新型コロナウイルス感染症対策 .....         | P 17 |

# 1 人員基準について

## 1 従業者の員数

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

・ 医師又は歯科医師を病院又は診療所として必要とされる数以上置くとともに、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士を提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数置くこと。

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所

・ 薬剤師を1以上置くこと。

# 2 運営基準について

## 1 お問い合わせが多い事例について

(1) “内容及び手続の説明及び同意”について

- 利用申込があった場合には、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明し、サービスの提供を受けることについて同意（書面による確認が望ましい）を得なければなりません。
- 重要事項説明書には、以下の内容をすべて盛り込む必要があります。

### 重要事項には…

- ① 運営規程の概要
- ② 従業者の勤務の体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制

### ちなみに運営規程には…

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の実業の実施地域
- ⑥ その他運営に関する重要事項

### <お問い合わせ事例①>

Q：病院や薬局等のいわゆる“みなし指定”の事業所でも、運営規程や重要事項説明書を作成する必要はあるか？

A：みなし事業所であっても、介護保険サービスの提供にあたっては、運営規程や重要事項説明書を作成する必要があります。

(2) “居宅介護支援事業者との連携”について

- 居宅療養管理指導の提供にあたって、居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供しなければなりません。

＜お問い合わせ事例②＞

Q：提供しているサービスに変更があった場合は、どのような対応が必要か？

A：サービスに変更（回数の増減、内容の変更等）があった場合は、利用者を担当している介護支援専門員（ケアマネジャー）へ、変更内容についてすみやかにご連絡ください。

(3) “勤務体制の確保等”について

- 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従事者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要があります。
- 事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者によって居宅療養管理指導のサービスを提供しなければならないことが定められているので、外部委託等によるサービス提供は出来ません。また、一部の職種（医師、薬剤師、栄養士等）については、労働者派遣が出来ない場合があります。

＜お問い合わせ事例③＞

Q：勤務表について、様式は決まっているか。

A：勤務表の標準様式は、札幌市のホームページに掲載しています。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html>

（「勤務形態一覧表」の項目をご確認ください。）

ただし、勤務時間等（上記下線部分）の必要な事項が含まれていれば、他の様式を用いてもかまいません。

(4) “秘密保持等”について

- 指定居宅療養管理指導事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。  
⇒様式については、次のページの「留意点」もご確認ください。

<個人情報の利用同意書に関する留意点>

同意書については、特に定められた様式はありませんが、下記の点に留意してください。

**改善を要する様式**

個人情報利用同意書

私の個人情報について…

上記の内容について同意します。  
令和〇年〇月〇日  
利用者 \_\_\_\_\_ 印  
代理人 \_\_\_\_\_ 印

**問題点①**  
個人情報を利用する対象に家族が入っていない。または対象としているか明確にされていない。

**問題点②**  
同意欄に「家族」の同意欄が無い。

**改善後の様式（例）**

個人情報利用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報について…

上記の内容について同意します。  
令和〇年〇月〇日  
利用者 \_\_\_\_\_ 印  
家族（続柄） \_\_\_\_\_ 印  
代理人 \_\_\_\_\_ 印

**改善点①**  
個人情報を使用する対象に「家族」を盛り込んだ。

**改善点②**  
同意欄に「家族」の同意欄を盛り込んだ。

(5) “記録の整備”について

- 記録の保存期間については、厚生省令と札幌市の基準条例で定められている規定が異なりますので、注意が必要です。
- 札幌市が定める記録の保存期間については、次のとおりです。

| 記録の種類                                      | 保存期間  |
|--|---|
| ① 具体的なサービスの内容等の記録                          | その完結の日から2年間、又は<br>当該記録に係る介護給付があった日から5<br>年間<br>のいずれか遅い日まで<br><br>※下記〈お問い合わせ事例④〉も併せてご<br>確認ください。 |
| ② 市町村への通知に係る記録<br>③ 苦情の内容等の記録<br>④ 事故に係る記録 | その完結の日から2年間   |

〈お問い合わせ事例④〉

Q：保存期間の起点となっている「完結の日」とはいつか。

A：「完結の日」とは、「当該記録の作成目的が果たされた日」を指します。

具体的には、苦情対応記録や事故報告書等の記録については、「当該記録に係る対応が終了した日」、計画書やサービス提供記録等の報酬請求関係書類については、「当該記録に係る介護給付があった日」です。

★その他の運営基準については、下記の基準省令等も併せてご確認ください。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日 厚生労働省令第37号)

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成18年3月14日 厚生労働省令第35号)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成11年9月17日 老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成25年2月26日 条例第8号)

## 3

# 介護報酬の算定における留意事項

## 1 居宅療養管理指導費について

### (1) 医師が行う場合（※居宅療養管理指導費（I）の場合）

- 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、ケアマネジャーに対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）や、利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定できます。
- 1月に2回を限度とします。

### (2) 歯科医師が行う場合

- 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、歯科医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、ケアマネジャーに対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供や、利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定できます。
- 1月に2回を限度とします。

### (3) 薬剤師が行う場合

- 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、ケアマネジャーに対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に算定できます。
- 1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度とします。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定します。

### (4) 管理栄養士が行う場合

- 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、管理栄養士（下記のイ～ハを全て満たす必要があります）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に1月に2回を限度として算定できます。

イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥えん下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(5) 歯科衛生士等が行う場合

○ 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員(下記のイ～ハを全て満たす必要があります)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、利用者を訪問し、実地指導を行った場合に1月に4回を限度として算定できます。

イ 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者(その実施に同意する者に限る。)に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔くう衛生状態及び摂食・嚥えん下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔くう内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥えん下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

<ご注意ください>

管理栄養士並びに歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導の対象者は、「通院または通所」が困難なものと定められています。恒常的な通所サービスとの併用は想定されませんので、ご注意願います。



## 2 「単一建物居住者の人数」について

### (1) 「単一建物居住者」とは

- 居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「単一建物居住者の人数」といいます。単一建物居住者に対して居宅療養管理指導を行う場合、単一建物居住者の人数に応じて所定の単位数を算定します。
- 同一月における単一建物居住者の人数とは、次の人数をいいます。

#### 《同一月における単一建物居住者の人数》

- ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者
- イ (介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る)などのサービスを受けている利用者

※ただし、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができます。

また、ひとつの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定します。

さらに、居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定します。

#### ＜お問い合わせ事例⑤＞

Q：同一月に、同一の集合住宅等に居住する2人の利用者に対し、居宅療養管理指導事業所の医師が訪問し、居宅療養管理指導を行う際に、1人が要介護者で、もう1人が要支援者である場合は、単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定するのか。

A：それぞれ単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の居宅療養管理指導費（要支援は介護予防居宅療養管理指導費）を算定する。なお、他の職種についても同様の取扱いとなる。

### 3 ケアマネジャーへの情報提供や連携について

#### (1) ケアマネジャーへの情報提供について

- 居宅療養管理指導費の算定には、ケアマネジャー等に対して居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行っていることが必要です。

⇒ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、居宅療養管理指導費は算定できません。

#### (2) ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合

- 居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などのケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない利用者に対して居宅療養管理指導を行う場合は、(担当のケアマネジャーがいないため) 当然にケアマネジャーへの情報提供は不要です。
- ただし、当該利用者が、居宅療養管理指導以外にも他の介護サービスを利用している場合は、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に対し、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行ってください。

★介護報酬の算定については、下記の告示や関係通知等も併せてご確認ください。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成 12 年 厚生省告示第 19 号)

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成 18 年 厚生労働省告示第 127 号)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 12 年老企第 36 号)

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)

## 4

## 居宅療養管理指導事業所の指定更新について

居宅療養管理指導事業所（介護予防居宅療養管理指導事業所を含む。）の指定更新の取扱いについて、保険医療機関等の行政事務手続きの簡略化を進める観点から、下記のとおり取扱いを変更することとしました。

## ○ 従来（令和元年度まで）の取扱い

みなし指定事業所 ⇒ 指定更新手続き不要、更新通知書の発行なし

通常指定事業所 ⇒ 指定更新手続き**必要**、更新通知書の発行あり

## ○ 令和2年度以降の取扱い

みなし指定事業所 ⇒ 指定更新手続き不要、更新通知書の発行なし（変更なし）

通常指定事業所 ⇒ 指定更新手続き**不要**、更新通知書の発行あり

（更新通知書は、指定有効期間満了までに札幌市から事業所へ送付されます。）

※「通常指定事業所」とは、みなし指定を受けた事業所が一旦廃止した後などに、通常の手続き（厚生局への届出のみではなく、札幌市介護保険課に指定申請書を提出したものをいいます。）により指定を受けた事業所を指します。

なお、みなし指定か通常指定かに関わらず、変更届や加算の届出は必要に応じてご提出ください。書類の提出を不要とするのは、指定更新時のみです。

## ＜お問い合わせ事例⑥＞

Q：事業所の開設当時の担当者が不在で、「みなし指定」であるか「通常指定」であるかわからない。

A：新規指定時もしくは指定更新時期に、「通常指定」の事業所には指定通知書もしくは指定更新通知書が郵送されますので、通知書が届いた事業所は「通常指定」、それ以外の事業所は「みなし指定」です。

指定更新時期以外で、事業所が「みなし指定」であるか「通常指定」であるかの確認を要する場合は、札幌市介護保険課（Tel.211-2972）までお問い合わせください。

## 5 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>変更届</p>         | <p>○ 届出内容に変更があった場合には「<b>変更届出一覧</b>」により必要書類を確認の上、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。</p> <p>※なお、<b>事業所の住所の移転等、一部の変更については事前協議が必要</b>となる場合があります。事前協議の要否については、「<b>変更届出一覧</b>」を確認してください。</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（居宅サービス）」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html</a></p> |
| <p>加算届</p>         | <p>○ 加算の算定の届出<br/>→原則として<b>算定開始月の前月の15日までに届出を行ってください。</b></p> <p>○ 加算の取り下げ<br/>要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取り下げの届出を行ってください。</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（居宅サービス）」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html</a></p>                          |
| <p>廃止届<br/>休止届</p> | <p>○ <b>廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。</b></p> <p>○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますので、事前に札幌市へご連絡ください。</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の（居宅サービス）」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html</a></p>   |

## 6 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

### 【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成18年4月1日施行)

「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組(法第20条)～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・ 養介護施設従事者等の研修を実施すること
- ・ 利用者や家族からの 苦情の処理の体制を整備すること
- ・ その他の養介護施設従事者等による 高齢者虐待の防止のための措置を講じること  
例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務(法第21条)～養介護施設従事者等～

- ・ 業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない

秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない

- ・ 養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・ 法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます  
研修等で読み合わせを行う等、適宜ご活用ください。

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

## 「身体拘束」について・・・

指定居宅サービス事業者等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならないため『緊急やむを得ない』場合を除き、身体拘束を行ってはなりません(緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、以下3要件を満たし、かつ要件の確認及び手続きが極めて慎重に行うこと)。

### 『緊急やむを得ない』場合の3要件

○**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

○**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。拘束以外に方法がない場合は、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

○**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。本人の状態像等に応じて最も拘束時間の短い方法により行われなければならない。

※原則、『緊急やむを得ない』の判断は個人で行わず、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する。

※利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等をできる限り詳しく説明すること。また身体拘束を実施した際は、様態、時間、利用者の心身の状況、理由を記録すること。

※『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合についても、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除すること。

(「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行 参考)

## 7

## 根拠法令及び通知等

### 1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、各サービスに関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

○ 基準条例

本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kiyunjyourei.html>

○ 基準省令・告示・解釈通知（平成30年度改正）

厚労省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/kaitei30.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html)

### ★確認しましょう

介護保険最新情報No.718で「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」について案内されていますので積極的に活用してください。



## 8 新型コロナウイルス感染症対策

○札幌市では介護事業所のみなさまにご確認いただきたい新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめています。

札幌市公式ホームページURL：

[http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata\\_corona.html](http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html)

### ホームページ掲載資料例



また、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省からの事務連絡、通知等が複数発出されています。札幌市公式ホームページにも掲載しておりますので、各事業所において適宜内容をご確認ください。

○札幌市保健福祉局では、介護事業所・障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症の対策の一助としていただくため、事業所向けの研修動画を作成しました。

事業所の管理者・施設長のみなさまを始め、利用者へのサービス提供を行う職員のみなさまにご視聴いただき、事業所における感染症対策にご活用いただきますようお願いいたします。

札幌市公式ホームページURL：

[http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata\\_corona\\_kensyudouga.html](http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona_kensyudouga.html)